

新旧対照表

○調理師法施行細則

新	旧
(試験) 第1条 (略) 2 前項の試験を受けようとする者は、調理師試験受験願書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 <u>(削除)</u> (1)・(2) (略) 3・4 (略)	(試験) 第1条 (略) 2 前項の試験を受けようとする者は、調理師試験受験願書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 <u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者であることを証明する書類</u> (2)・(3) (略) 3・4 (略)